

【フォトギャラリー】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席した会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



金融審議会金融分科会第二部会 決済に関する
ワーキング・グループ（第1回）において、接
撈する 山本 副大臣
（5月16日）



多重債務者対策本部有識者会議（第7回）に
おいて接撈する 戸井田 大臣政務官
（5月13日）

【談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。

●講演等

 [佐藤金融庁長官講演「金融規制の質的向上—ベター・レギュレーションへの取組みとサブプライム・ローン問題—](#)（平成20年5月17日・日本金融学会・成城大学） ・  [資料](#)

「渡辺金融担当大臣と中小企業者等との意見交換会」（鳥取市開催）の概要

金融庁と[財務省中国財務局](#)では、地域の皆さんからご意見をお伺いし、今後の行政に反映させるため、渡辺喜美金融担当大臣と地域の企業経営者や金融機関の方々との意見交換会を、5月19日（月）、鳥取県鳥取市で開催しました。

今回の意見交換会は、政治や行政のあり方のすべてを見直し、真に消費者や生活者の視点にたった行政に発想を転換すべきとの総理の指示に基づき、現場感覚を金融行政に反映させるべく、地域における金融サービスの受け手・担い手の双方と対話を行うことを目的として、以下のプログラムにより開催しました。

基調講演の模様については[こちら](#)を、講演資料につきましては[こちら](#)をご覧ください。

なお、金融庁は同様の意見交換会を、関東財務局と共同で本年1月16日に新潟県三条市で開催しています（[「渡辺金融担当大臣と中小企業者等との意見交換会」（新潟開催）の概要](#)）。



《プログラム》

1. 渡辺金融担当大臣による基調講演
「今後の地域産業の発展と地域金融機関の役割」
2. 参加者との意見交換

1. 渡辺金融担当大臣による基調講演の概要

I 最近の金融・経済情勢

- GDPの推移を見ると、日本は4.4兆ドルでアメリカは日本の3倍ぐらいです。中国がものすごい勢いで伸びていて、今は大地震で大変ですが、これを乗り越え今後も同様の成長をすれば、おそらく5年もしないうちに日中は逆転するでしょう。
- 我が国1人当たりの名目GDPは、OECD諸国の中で、1993年には第2位でしたが、今は18位になってしまいました。世界の金融資産は、1990年から2006年の間に4倍ぐらいに膨れ上がっていますが、日本は残念ながらこの間2倍弱です。
- 世界の金融資産が膨れ上がった最大の要因は、株式の貨幣化と言われるものです。ベルリンの壁崩壊後、世界経済が一体化し、その中で株というものがお金代わりの役割を果たして、世界の金融資産が大変な勢いで膨らみました。その膨れ上がった金融資産を背景に、食糧と資源の争奪合戦の様相を呈しています。
- これにはサブプライム・ローン問題という、もう一つ別の背景があります。サブプライム・ローン問題が起きたのは、ムーディーズがサブプライム関連証券の格下げを行った昨年7月頃からです。8月にはパリバショックというのが起きて、株価が大きく下落します。ちょうどその頃から商品価格が、例えば大豆や小麦などが、上がり始めます。最近では値を下げていますが、まだかなり高い水準にあります。
- 日本の証券市場は、売り買いの6～7割が外国人ですので、ドルベースで物を見る人たちが非常に多くいます。ドルベースで日経平均とニューヨークダウを比べてみると、ほとんど同じ動き方をしています。現地通貨ベースだと日本の値下がりが一番激しいのではないかとされていますが、ドルベースで見ると下落率はほぼ同じです。
- 日本では家計の金融資産は現金・預金が多く、全体で1,500兆円の資産のうち、半分の750兆円が預貯金という構成になっています。そういった国はほかにありません。
- その裏側にある、法人の負債を見ると、日本は資本が小さく、負債が大きいという構造です。先進資本主義国の法人で、このように資本の方が小さい国は見当たりません。こういうバランスシートは、インフレに強いがデフレには弱い。ベルリンの壁崩壊以降、日本から海外にお金が逃げ出し、そのたびに株価や地価が下がり資産デフレに見舞われましたが、その脆弱さの背景にはこういう構造問題があったわけです。
- 歴史的に見れば、1931年（昭和6年）の産業資金調達は、9割近くが株式と社債で、直接金融が主体でした。中央集権体制ができて上がった1941年でもまだ直接金融の比率が高い。それが戦時体制を経て、1951年には何と9割近くが間接金融になっていました。

II 金融商品取引法関連

- 今、国会では金融商品取引法の審議を行っています。この金商法は昨年9月30日に施行されましたが、新しい制度がスタートしますと、金融機関も慣れないことがたくさんあり、投資信託の販売などで過剰に自己規制してしまうところがありました。そういった誤解がなくなるようPR（広報）をいろいろとやっているところです。
- 我々としては、今回の金商法改正で、ETF（上場投資信託）の多様化、プロ向け市場の創設、銀行・証券・保険間のファイアーウォール（業務隔壁）規制の見直し、イスラム金融、排出権取引や企業再生で金融機関が保有する株式の制限についての規制緩和などをやっていこうと考えています。

III 地域経済の現状

- 地域経済ですが、農業、観光業、建設、小売などの地場産業が大変疲弊をしています。なぜ日本の地方は延々とデフレが続いているのかというと、やはり国際的な大競争の中で、需要と供給のミスマッチから脱却できていないからです。供給過剰だからデフレが止まらない、したがって、いかにこのミスマッチ解消を行っていくかということが地域活性化の鍵になるわけです。
- いろんな成功事例があります。北海道の倶知安町では、パウダースノーを求めてたくさんのオーストラリア人や中国人がやってきました。国際社会と直接結びつかなくとも、滋賀県長浜市は、黒壁をモデルに景観運動を始め、お土産としてステンドグラスを作ったところ、これが爆発的に売れるようになった。今や年間200万人を超える観光客が集まっています。離島にも成功事例が

少しずつ始めています。島根県の海士町では、地元の建設会社が農地を借りてファームを始めた。海士牛というおいしい牛肉ができる。人口も増え始めています。大分県豊後高田の「昭和の町」の取組みも始まっています。

- 冒頭申し上げました鳥取などの例（鳥取県の砂丘やラッキョウ、梨など）は、まさにいろんなお宝をどうやって発掘するかという良い例です。本当に私は1次産業の世界はお宝の山だと思います。
- 地域金融機関においてもいろんな取組みが行われています。その中には大変ユニークな成功事例もたくさんあります。金融庁では、そういった成功事例集も公表しています。お手元の資料にも、御当地、米子信用金庫の旅館に対する経営支援や、皆生温泉の観光宣伝隊の成功事例なども入っていますが、こういったいろいろな取組みの中で、地域金融機関には大いに活躍してもらいたいと思います。
- 動産担保融資、牛なんか担保にならないと言われていたのが、もう立派に牛を担保にお金が借りられる時代になっています。また、ちょっとしたつなぎ資金に金利が10%を超えてもいい場合だってある。日本の金融は、そういった中リスク中リターン金融が非常に手薄だったわけです。やはり金利というのはリスクに見合ったプレミアムの世界であって、きちんとマーケットメカニズムが働けば、真ん中の部分の金融が大いに稼いでいくはずだと思います。
- 銀行や協同組織が取り組む金融の中に、資本を提供する金融があつていいと思います。長期のお金で、これは資本として認められてしかるべきものは、金融検査マニュアルでも資本カウントするように改定しています。
- 地域が再生するためには、やはり面的な再生、例えば建設産業再生とか、あるいは地域でお客さんと呼び込む観光産業などのように、一つ一つではなくて地域全体を活性化をしていく、そういうコンセプトが必要です。国会でも、地域力再生機構法案というのが今、審議をされています。
- また、日本には1,500兆円という個人金融資産のお宝があります。まさに内需主導型経済への転換というのであれば、これを活かすしかないというのが我々の基本です。

2. 参加者との意見交換

引き続き行われた質疑応答の中で、会場からは例えば以下のような意見がありました。

【企業経営者】

- 金融機関の査定が厳しく、中小企業の資金調達ができない場合がある。
- 事業を再生しようとしても相談するところがない。
- 中小企業に対し、金融のマネジメントをすることが必要。

【金融機関関係者】

- 民営化される政府系金融機関と民間金融機関はどのようにつきあっていけばいいのか。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「大臣談話・講演等」から[渡辺金融担当大臣講演「今後の地域産業の発展と地域金融機関の役割」](#)（平成20年5月19日（水）場所：鳥取市）及び「記者会見」から「[渡辺金融担当大臣と地域の企業経営者等との意見交換会](#)」後の大臣記者会見の概要（平成20年5月19日）にアクセスしてください。

【特 集】

「ベター・レギュレーションの進捗状況について」の公表について

金融庁では、昨年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、「ベター・レギュレーション」への取組みを進めてきたところです。

ベター・レギュレーションの4つの柱としては、以下を掲げてきました。

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- 深刻な問題がひそんでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- 各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した仕組み・枠組みの導入等

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、金融機関の側から見た予測可能性を向上

また、**当面の具体的取組み**としては、以下の5つの取組みを進めてきました。

1. 金融機関等との対話の充実

- 明確な問題意識に基づいた対話の実践、新たな対話チャンネルの構築

2. 情報発信の強化

- 内外の講演会・意見交換会・出版メディアなど多様なチャンネルを通じた情報発信 等

3. 海外当局との連携強化

- 国際的な規制・監督の整合性の確保、グローバルな動向についての情報共有や連携の促進 等

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

- 庁内の調査機能の強化、市場関係者・日本銀行・外国監督当局等との対話・連携の促進 等

5. 職員の資質向上

- 研修の充実などを通じたスキル・専門性の向上、官民の人材交流 等

このベター・レギュレーションへの取組みについて、平成19年7月から平成20年4月までの進捗状況を中心に取りまとめ、5月19日に公表しました。

ベター・レギュレーションの取組みについては、その考え方が定着し、効果が発揮されるには時間がかかるものと考えています。したがって、継続的・持続的な取組みとして、たゆまぬ努力を行っていきたいと考えており、こうした息の長い取組みの進捗状況を測る意味で、定期的に、その進捗状況をチェックすることとしたものです。

したがって、今後も、半年毎に進捗状況を調査していきたいと考えています。

今回の進捗状況の取りまとめとしては、以下の取組みなどを中心に、4つの柱、5つの当面の具体的取組みごとに取りまとめていきます。

・ **プリンシプルの共有（平成20年4月公表）**

ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組み合わせを進めていく上で、非常に重要な役割を果たすもので大きな成果と考えています。

・ **サブプライムローン問題への対応**

優先課題の早期認識と効果的対応が求められる政策課題であり、問題の深さと広がり認識した上で、わが国金融システムへの影響を把握・分析する他、わが国金融機関のリスク管理状況を注意深くフォローするなどの取組みに重点的に行政資源を投入してきました。対応にあたっては、海外当局との連携強化、市場動向の的確な把握、情報発信の強化の取組みを進めたものと考えています。

また、この進捗状況の取りまとめの一環として、銀行、保険、証券会社等や、取引所、監査法人など監督対象機関の方々に対し、匿名形式でアンケート調査を実施し、この結果についても、参考資料として公表することといたしました。

アンケートについては、以下の項目について行いました。

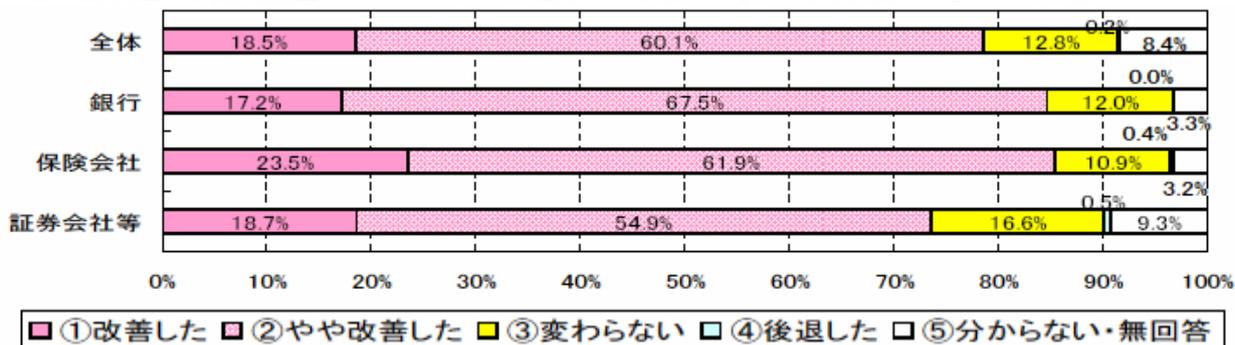
① **金融行政の透明性・予見可能性の向上**

② **金融機関等との対話の充実**

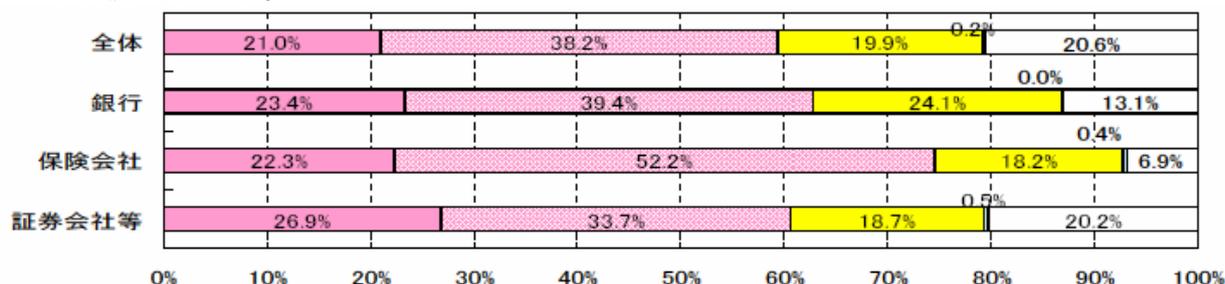
③ **情報発信の強化**

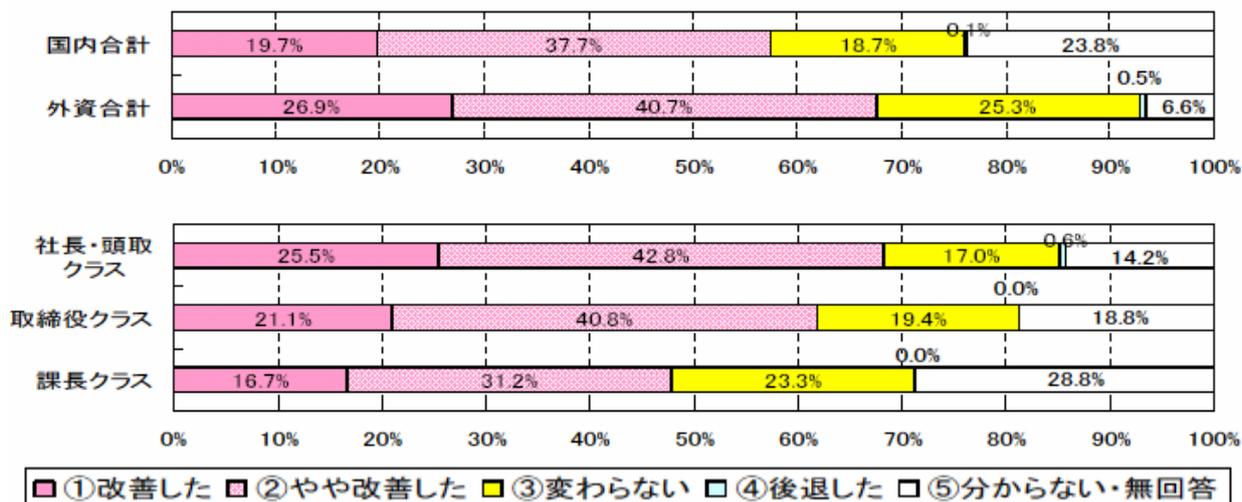
今回のアンケートの特徴としては、法人単位ではなく、同一の組織に属する異なるクラス（社長・頭取クラス、取締役クラス、課長クラス）の方々からそれぞれご回答いただくこととし、延べ1,500人を対象としています。アンケート結果として、以下のような**ご回答**をいただきました。

① **透明性・予見可能性**については、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。

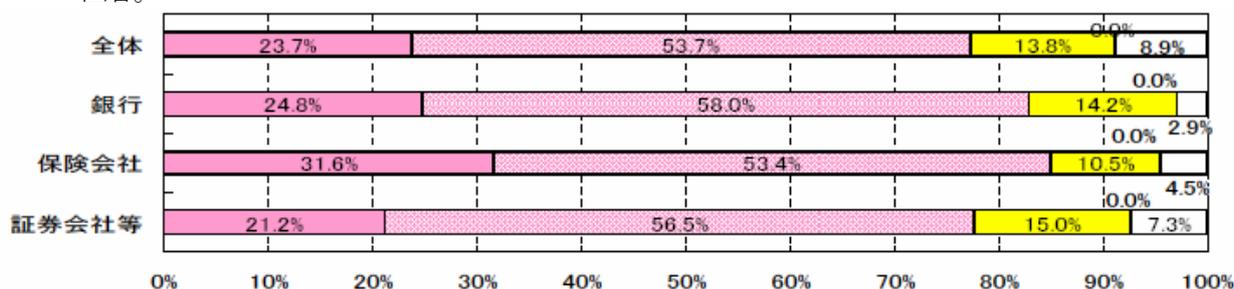


② **金融機関等との対話**については、6割近くが「改善した」、「やや改善した」と回答。国内の金融機関と比較し、外資系金融機関の評価の方が高く、また、クラス別に見ると、クラスが上がるとともに評価が高かった。

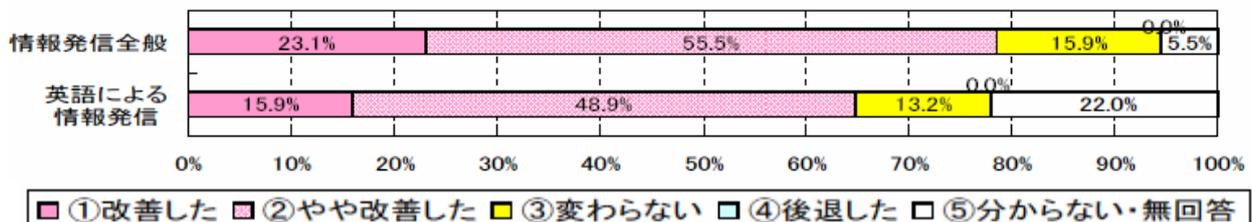




③ 情報発信の強化については、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。英語での情報発信についても、外資系金融機関の方々に向ったところ、6割以上が「改善した」、「やや改善した」との回答。



● 英語での情報発信



こうした評価を見ましても、ベター・レギュレーションのこれまでの取組みについては相応に進捗しているものと考えています。

また、今後の課題としては、アンケート結果などを踏まえ、

- ① ベター・レギュレーションの考え方の職員への徹底
- ② 実務者レベルでの対話の充実
- ③ 説明会など情報発信の機会の拡充等

が挙げられます。

今後、引き続き、財務局職員も含め、職員一人一人の意識改革に継続的に取り組むなど、たゆまぬ努力を行っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[ベター・レギュレーションの進捗状況について](#)』の公表について（平成20年5月19日）にアクセスしてください。

【トピックス】

「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」の公表について

グローバルな市場間競争が一層激化する中で、国際的なプレゼンスが低下傾向にある我が国金融・資本市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。また、魅力ある市場の実現により、我が国の金融サービス業が高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことも期待されています。

現在の我が国金融・資本市場の状況を見ると、金融機関の多くは、高度な金融商品・サービスの提供という点で外資系金融機関の後塵を拝しており、また、金融商品取引法施行時の混乱に見られたように、金融監督当局と金融機関、事業者等との間で、必ずしもコンプライアンス意識の共有が図られていない状態にあります。

こうした状況を踏まえれば、国際金融センターにふさわしい金融の専門知識やスキルを持った人材の厚みを増していくこと、当局と現場との間で共通のコンプライアンス意識を有する人材を確保していくことが、金融・資本市場の競争力強化にとって最も重要な課題の一つであり、規制当局や市場関係者が一体的に取り組む必要があるものと考えられます。

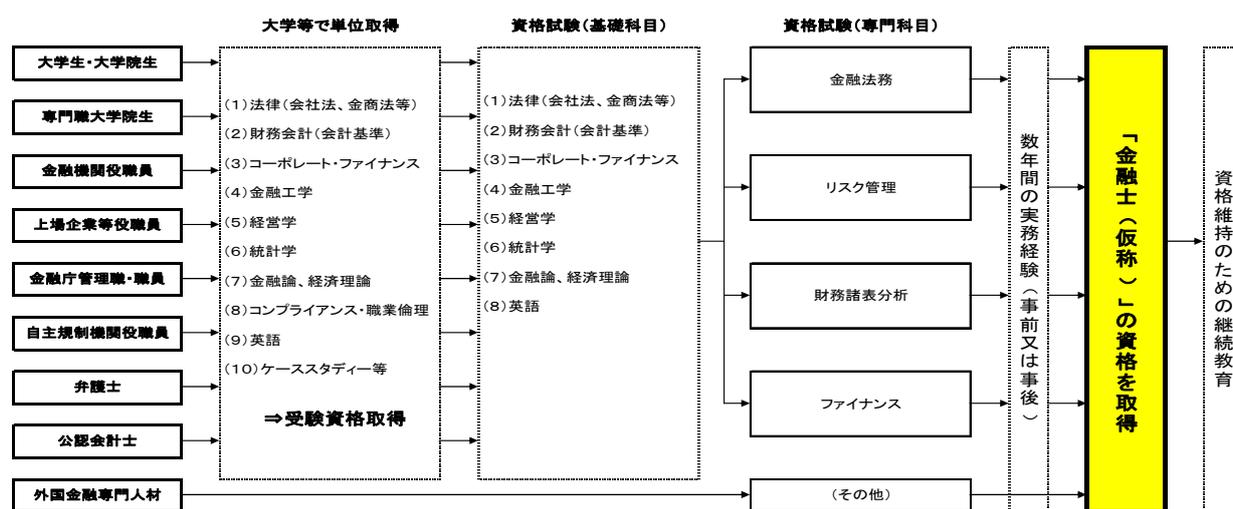
こうした観点から、平成 19 年 11 月、[金融庁金融研究研修センター](#)（センター長：吉野直行慶應義塾大学教授）では「[金融専門人材に関する研究会](#)」（以下「研究会」という。）を設置し、これまで 5 回の精力的な議論を重ねてきました。

研究会では、まず、議論の対象となる金融専門人材に期待される役割、キャリアパスのイメージ、求められる資質といった基本的なコンセプトについて議論を行い、次に、資格要件や実務経験、継続教育、資格のグローバル化といった点についても議論が及びました。

これまでの議論において、金融専門人材の基本的なコンセプトについての論点が整理されたため、本年 4 月 30 日に公表し、その考え方を広く示した上で、幅広くコメントを集め、本年夏頃を目途とした最終的な論点整理に向けて、更なる検討を進めていきたいと考えています。

「金融専門人材」の資格のイメージ(案)

【参考】



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から「[金融専門人材について（基本的なコンセプト）](#)」に対する意見募集の実施について（平成 20 年 4 月 30 日）にアクセスしてください。

オフショア市場・レポ取引に係る利子の非課税措置の恒久化 (適用期限の撤廃) について

平成 20 年 4 月 30 日、第 169 回国会において「[所得税法等の一部を改正する法律](#)」(平成 20 年法律第 23 号) が可決・成立し、同日に公布・施行されました。

これにより、

- (1) 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)において経理された預金等の利子の非課税
 - (2) 外国金融機関等の債券現先取引(レポ取引)に係る利子の課税の特例(非課税措置)
- の適用期限が撤廃されました。

東京オフショア市場は、本邦金融資本市場の国際化、円の国際化の促進に資するものとして、昭和 61 年 12 月に創設され、同時にオフショア勘定に経理された非居住者に帰属する預金等の利子の非課税措置が取られましたが、従来この措置は 2 年毎に適用期限が延長されていたところです。

また、債券現先取引(レポ取引)とは、債券と資金を相互に融通する取引のことで、平成 14 年度税制改正において、国債の保有を促進する観点から、外国金融機関等の債券現先取引(レポ取引)に係る利子の課税の特例(非課税措置)が導入されましたが、従来この措置は 2 年毎に適用期限が延長されていたところです。

金融庁は、平成 19 年 12 月 21 日に「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」を策定し、魅力ある質の高い市場の構築を目指しているところですが、この度、上記 2 措置の適用期限が撤廃されたことは、オフショア市場における取引や国内金融機関等と海外金融機関等との間のレポ取引の安定性を確保するものであり、我が国金融・資本市場の競争力強化に資するものと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[オフショア市場・レポ取引に係る利子の非課税措置の恒久化\(適用期限の撤廃\)について](#)」(平成 20 年 5 月 1 日)にアクセスしてください。

証券税制等について(平成 20 年度税制改正)

平成 20 年 4 月 30 日に、平成 20 年度税制改正に関する法律「[所得税法等の一部を改正する法律](#)」が公布・施行されました。

上場株式及び公募株式投資信託(以下「上場株式等」という。)の配当金等及び譲渡益については、平成 15 年度税制改正(ただし、公募株式投資信託の譲渡益については、平成 16 年度税制改正)により、軽減税率(10%)が適用されてきたところです。

平成 20 年度税制改正により、上場株式等の配当金等及び譲渡益に係る税率については、100 万円以下¹の上場株式等の配当金等²及び 500 万円以下の上場株式等の譲渡益に対し、軽減税率(10%)を平成 22 年末まで適用することとされました(図 1)。

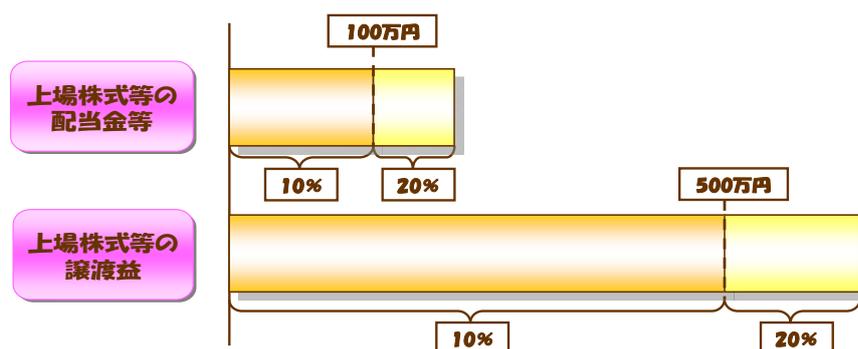
したがって、1 年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が 100 万円超の場合、当該 100 万円超の部分について、確定申告していただく必要があります(税率 20%が適用されるため、源泉徴収のみで課税関係が終了しません)。

また、特定口座(源泉徴収口座)において管理している上場株式等を含め、1 年間に受け取る上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円超の場合、当該 500 万円超の部分について、確定申告していただく必要があります(税率 20%が適用されるため、源泉徴収のみで課税関係が終了しません)。

¹ 年間 1 銘柄あたり 1 万円以下の配当金については、100 万円基準の算定対象外となります。

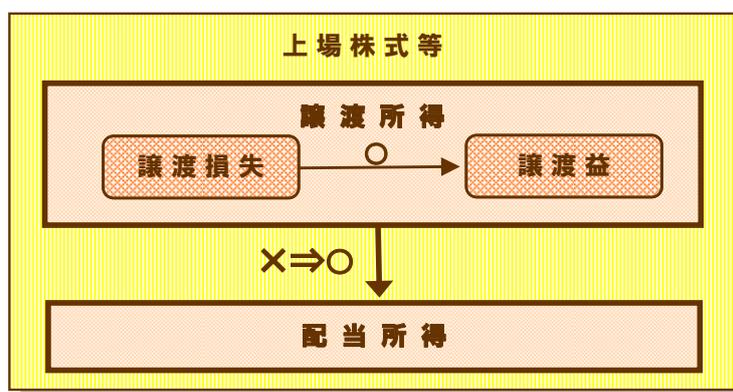
² 大口保有(発行済株式又は出資の総数又は総額の 5%以上)の場合を除きます。

(図1) 上場株式等の配当金等及び譲渡益に係る平成21年・22年の特例措置 (イメージ)



また、上場株式等の譲渡損失については、これまで、上場株式等の譲渡益とのみ、損益通算することが認められていました。平成20年度税制改正においては、個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当金等との間で損益通算の仕組みを導入することとされました(図2)。

(図2) 損益通算の範囲 (イメージ)



投資家の利便性に配慮する観点から、特定口座を活用して損益通算を行う方法についても、証券会社等におけるシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用可能とされました。詳細については、お近くの税務署等にご相談ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融庁の政策 ▶政策の一覧へ」から、[「証券税制が変わります\(平成21年・22年分\)」](#)にアクセスしてください。

日本・シンガポール間の金融サービス協力に関する合同委員会の開催について

日本とシンガポールとの金融分野における関係は、多くの日系金融機関が活動し、東京証券取引所がシンガポール取引所の株式を約5%取得するなど、これまでも深いものがありました。金融庁は、今般、シンガポールの金融監督当局であるシンガポール通貨監督庁（MAS）¹との間で「金融サービス協力に関する合同委員会」第4回会合を開催しました。



(概要)

- (1) 日程：平成20年4月23日（水）
- (2) 場所：シンガポール
- (3) 出席者
日本側：知原参事官（国際担当）
シンガポール側：
テオ・スウィーリャン副長官（金融監督担当）

金融サービス協力に関する合同委員会は、平成14年11月に発効した日本・シンガポール経済連携協定に基づいて設置されたものです。

一方、昨年末公表された「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」において、海外当局との連携を強化することが取り上げられており、特に「成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ること」とされています。これを受けて、これまでの両国間の金融サービス協力の動向等の議論にとどまらず、幅広いテーマで議論をすることとなりました。

今回は、両国における最近の金融行政の動向、国際動向等、両国の当局が関心を有している問題、具体的には、サブプライム問題や「金融・資本市場競争力強化プラン」等について意見交換を行いました。オン・チョンティ副長官（国際関係担当）も意見交換に参加し、両国間の連携を更に強化していくことを確認しました。

アジア各国は急速な経済発展を遂げており、これら監督当局等との連携強化を図ることは、金融分野における交流と協力が深化を続け、相互依存が深まっていることから極めて重要なことと考えられます。今後とも、こうした会合等を通じて両国当局間の更なる連携を図っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「シンガポール通貨監督庁（MAS）との金融サービス協力に関する合同委員会 第4回会合の開催について」（平成20年4月25日）](#)にアクセスしてください。

¹ MASは、他国の中央銀行および金融監督当局に相当し、銀行業、証券業、保険業等を一元的に監督する機関です。

これまで政府の各部局に分散されていた金融・通貨行政に係る機能を一元化すべく、財務省傘下の法定機関として1971年に設立され、2006年に首相府傘下に移管されました。

ゴー・チョクトン上級相（前首相）がMAS理事会議長として組織としてのトップを務め、事務方のトップはヘン・スィーケット長官です。

会計基準の同等性に係る欧州委員会の作業報告書の公表について

EUにおいては、資金調達を行う域内国企業に対し、2005年より、国際会計基準（IFRSs）の使用が義務づけられています。欧州委員会（EC）は、2009年1月より、EU域内で資金調達を行う域外国企業に対しても、IFRSs又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけることとしており、そのための会計基準の同等性評価に向けた作業を行ってきました。

この同等性評価に関する作業の一環として、平成20年4月22日、ECは、日本、米国、中国、カナダ、韓国の会計基準の同等性に関する作業報告書を公表しました。

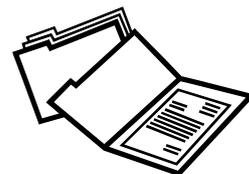
本報告書では、域外国の会計基準とIFRSsとのコンバージェンスの進捗状況、及び当該域外国におけるEU域内企業に対する数値調整措置¹の撤廃に向けた進捗状況が示されています。報告書において、日本基準については、以下のとおり記載されました。

- ・ ECとしては、現時点では、同等との基準を満たしつつある（on track）ことから、企業会計基準委員会（ASBJ）がコンバージェンス工程表²に示された目標を達成できないという事態が起こらない限り、同等との評価を提案することとなろう。
- ・ 日本の当局は、EUで採用されたIFRSに基づく財務諸表を作成するEUの発行者に対し、数値調整措置を求めている。

ECは、本作業報告書を欧州証券委員会（ESC）と欧州議会に提出するとともに、今後、同等性評価に関する具体的な決定案文を提示する方針です。

金融庁は、これまでも、ECと、互いの会計基準を引き続き認めることにより、双方の市場が開放的なものとなるよう、「日EU会計基準・監査の動向に関する、モニタリング会合」等を通じ、積極的な対話を進めてきました。

※ 詳細については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「会計基準の同等性に係る欧州委員会の作業報告書の公表について（平成20年5月1日）」](#)にアクセスしてください。



¹ 例えば米国は、米国内で上場する外国企業に対して、米国基準で財務諸表を作成するか、自国基準の財務諸表を米国基準に数値調整することを求めています。ただし、昨年11月、米国証券取引委員会（SEC）は、純粋なIFRSsを使用している場合、これまで課していた数値調整措置を撤廃することを決定しました。

² 日本の会計基準設定主体であるASBJは、昨年8月、国際会計基準審議会（IASB）と、「東京合意」を締結し、日本の会計基準と国際会計基準（IFRSs）とのコンバージェンスの加速化に合意しました。昨年12月、ASBJは、「東京合意」を踏まえたコンバージェンス工程表を公表しました。

市場仲介機能懇談会論点整理を受けた日証協の対応状況の公表について

1. 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」について

平成 18 年当時に発生した証券市場をめぐる様々な問題等を踏まえ、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、同年 3 月に金融庁に「[証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会](#)」が設置されました。同懇談会では、問題点を抽出したものを、同年 6 月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」として公表いたしました。本論点整理においては、市場仲介機能という高い公共性を担う証券会社が取組むべき課題を 4 つのテーマに分類し、各課題についての取組みの方向性を明確にした上で、自主規制機関である日本証券業協会等の関係者に対し、具体的な検討の要請を行いました。

【参考】4 つのテーマ

- ① 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上
- ② 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ③ 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ④ 市場プレーヤーとしての証券会社の自己規律の維持

※ 1 の詳細は、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理」](#)（平成 18 年 6 月 30 日）にアクセスしてください。

2. 論点整理を受けた日証協の取組みについて

日本証券業協会では、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」における要請を受けて、平成 18 年 9 月に「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の取組について」を取りまとめ、自主規制機関としての基本方針と項目ごとの具体的な対応方針等の行動計画を明確にし、これに基づいて作業を進めてきました。

検討の場としては、平成 20 年 3 月末までに総数 29 本の WG 等が日本証券業協会内等に設置され、意見の集約をみたものから、順次、自主ルール化等が図られるなど、この 1 年 11 ヶ月の間においてすべての項目について検討がなされ、結論を得ていないものについてもその方向性が示されている状況にあります。このように、行政が主導して問題点を抽出し、行政の要請を受けた自主規制機関が、業界の実態に即した柔軟性・即効性のある自主ルール等を策定することは、金融庁の政策的課題であるベターレギュレーションの中の取組みとしても有効な手法として捉えられているところです。

これら一連の経緯を踏まえ、論点整理への対応が一定程度達成できたと考えられることから、日本証券業協会は、その状況について取りまとめ、平成 20 年 4 月に総括的な公表を行いました。

※ 2 の詳細は、こちら [「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の対応状況」](#)（日本証券業協会ウェブサイト）にアクセスしてください。

※ 詳細は、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[市場仲介機能懇談会論点整理を受けた日証協の対応状況の公表について](#)（平成 20 年 4 月 15 日）にアクセスしてください。

内部統制報告制度相談・照会窓口の設置について

1. 設置の背景

[金融商品取引法](#)に基づきまして、上場会社を対象に内部統制報告制度が、平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入されています。金融庁は、本制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施が図られるよう、「内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応」を公表しました。その対応の一つとして、内部統制の基準等の一層の明確化を図る観点から、内部統制報告制度に関する相談・照会に対応するための相談・照会窓口を、金融庁、日本公認会計士協会、(社)日本経済団体連合会の3団体共同で設置することとし、4月16日、各団体に「内部統制報告制度相談・照会窓口」が設置されました。

2. 相談・照会先

ご相談・ご照会のある方は、上記3団体のうち、いずれかの団体に、電話、FAX、電子メール、郵送によりご相談・ご照会ください。

具体的な相談・照会先は以下のとおりです。詳しくは、金融庁ウェブサイト内トップページに掲載しております「[内部統制報告制度相談・照会窓口](#)」又は金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「内部統制報告制度相談・照会窓口の設置について」\(平成20年4月16日\)](#)にアクセスしてください。

≪ 金融庁 ≫

電話：03-3506-6000 (代表)

※「内部統制報告制度相談・照会窓口」または次のいずれかの内線番号を指定してください。
内線番号 3680、3656、3672

Fax：03-3591-0243

E-mail：internal-control@fsa.go.jp

郵送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 内部統制報告制度相談・照会窓口

≪ 日本公認会計士協会 ≫

電話：03-3515-1131 (直通)

Fax：03-5226-3356

E-mail：rinrisodan@jicpa.or.jp

≪ (社)日本経済団体連合会 ≫

Fax：03-5255-6235

E-mail：itrnl_ctrl@keidanren.or.jp

3. お寄せいただいたご相談・ご照会の取扱い等

お寄せいただいたご相談・ご照会のうち、広く関係者の実務の参考になると思われるもの等については、3団体において情報を共有するとともに、必要に応じて「[内部統制報告制度に関するQ&A](#)」(金融庁)などに反映させていただくこととします。

金融庁では、内部統制報告制度について、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、内部統制の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討することとしています。



「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について

期間：平成20年1月1日～3月31日

概要

[金融サービス利用者相談室](#)（以下「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成20年1月1日から3月31日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成20年1月1日から3月31日までの間に、11,676件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成20年4月25日）別紙1](#)をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均199件となっており、19年10月1日から12月31日までの間の実績（187件）と比べやや増加しています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが2,881件（25%）、保険商品等に関するものが3,424件（29%）、投資商品等に関するものが3,550件（30%）、貸金等に関するものが1,556件（13%）、金融行政一般・その他が265件（2%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替についての相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ハ 投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、市場に関するもの、登録詐称・無登録業者に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ニ 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

- イ 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
- ロ 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
- ハ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- ニ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
- ホ 保険会社の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの
- ヘ 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続きに関する不適切な案内・対応等）に関するもの
- ト いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- チ 証券会社とのインターネット経由での取引に関するもの
- リ 貸金業者による法令違反のおそれのある行為及び不適切な業務運営に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ204口座の情報提供を行っています。

さらに、平成19年10月1日から12月31日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- イ 監督において行った 176 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ロ 金融庁が着手した 25 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

- ⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談等は、以下のとおりです。

□預金・融資等

○融資に関する相談等

- ・ 金融機関に追加融資を申し込んだところ、「金融庁の検査で問題になるので融資できない」と断られました。

□保険商品等

○保険内容の顧客説明に関する相談等

- ・ 自動車保険を契約していましたが、知らない間に満期が過ぎ、無保険状態になってしまいました。これに関し、保険会社から事前の満期通知がありませんでした。保険会社は、契約者に対して満期通知をする義務があるのではないのでしょうか。

□投資商品等

○金融商品の購入に関する相談等

- ・ 金融機関で、株式、債権、投資信託等の金融商品を購入しようとする、財産の状況を詳しく聞かれたり、長時間の説明を聞かなくてはいけないと聞きましたが、本当ですか。

○投資信託の購入に関する相談等

- ・ 銀行で投資信託を購入しようと思いますが、注意点があれば教えてください。

□貸金等

○総量規制に関する相談等

- ・ 貸金業法が施行されて、借入限度額の審査が厳しくなると聞きましたが、本当ですか。

その他、金融庁のホームページ（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日）』](#)（平成 20 年 4 月 25 日）にアクセスしてください。

【法令解説等】

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の概要について

金融庁では、①「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」、②「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び③「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」について、平成20年3月12日から平成20年4月14日にかけて広く意見の募集を行い、

①については4の団体から延べ6件のご意見、②については1の個人及び3の団体から延べ8件のご意見、③については7の団体から延べ38件のご意見をいただきました。

パブリックコメントの結果については、4月28日及び5月30日にそれぞれ公表するとともに、これらの結果等を踏まえて修正のうえ、①及び②については4月28日に、③については5月30日にそれぞれ公布されました。

これらの改正府令による改正の概要は以下のとおりです。

1. 適格機関投資家制度の弾力化（「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正）

適格機関投資家となるための届出を行う機会は、これまで年2回（1月と7月）でしたが、今回の改正により、年4回（4月と10月を追加）としました。また、届出後、届出内容のうち「商号」、「本店所在地」などに変更があった場合には、これらの変更に係る変更届出を行わなければならないこととしました。

なお、改正府令の附則において、これまで適格機関投資家の届出を行った者について、平成20年5月1日時点で商号や本店所在地等が変更となっているなど一定の場合には、遅滞なく変更届出書を提出することが必要となっておりますのでご注意ください。

① 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（適格機関投資家制度の弾力化）

現行

- 適格機関投資家の届出は年2回（1月と7月）
- 変更届はなく、届出時点の情報を2年間公告



改正後

- 届出を年4回に増やす（4月と10月を追加）
- 商号や本店所在地などに変更があった場合に変更届が必要

施行日 平成20年5月1日

（注）旧届出者も変更があった場合は変更届等が必要

2. 財形信託の開示書類の簡素化（「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正）

勤労者財産形成促進法に基づき、従業員の財産形成のため企業が信託金を拠出する信託（財形信託）に係る開示内容については、その商品性等にかんがみ、①企業グループ集団により共同で委託者となっている場合は、主たる企業1社のみを開示をすればよい②連結財務諸表やキャッシュ・フロー計算書の作成を免除する③導入初年度の財務書類に関する事項は1年分（通常は2年分）とするなどの改正を行いました。

② 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（財形信託の開示書類の簡素化）

財形信託＝勤労者財産形成促進法に基づき、従業員の財産形成のため企業が信託金を拠出する信託

- ・ 委託者＝企業又は基金、受託者＝信託銀行、受益者＝企業の従業員
- ・ 金融商品取引法の施行により、第2項有価証券に該当



改正後

- 導入初年度の財務書類に関する事項は1年分（通常は2年分）とする経過措置を規定
 - 企業グループ集団により共同で委託者となっている場合は、主たる企業（＝通常は親会社）1社のみを開示、連結財務諸表やキャッシュ・フロー計算書の作成を免除するなど負担を軽減
- 施行日 平成20年4月28日

3. 英文開示の対象拡大等（「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正）

①英文開示の対象有価証券の拡大

改正前は、英文開示の対象有価証券については外国ETF（株価指数連動型上場投資信託）のみでしたが、外国会社等（外国政府、外国ファンドを含む）が発行するすべての有価証券に拡大しました。

②英文開示の対象書類の拡大

改正前は、英文開示の対象開示書類は有価証券報告書及び半期報告書のみでしたが、四半期報告書、確認書、内部統制報告書及び親会社等状況報告書等も追加することとしました。

③英文開示の提出要件の緩和

改正前は、英文開示の要件として、直前に提出する開示書類に、その後に提出する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書等を提出する旨をあらかじめ記載することが求められていましたが、この要件を廃止しました。

④英文開示の記載内容の簡素化

英文による開示を行う場合、日本語による要約等（補足書類）の添付が義務づけられていますが、今回の改正においては、日本語による訳文が必要な部分を大幅に見直しました。

○ 英文開示の対象範囲の拡大

平成17年証券取引法改正

有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、以下の要件の下、外国で開示を行っている英文による有価証券報告書等の提出が可能。

【対象有価証券】

- 外国ETF（株価指数連動型上場投資信託）

【対象書類】

- 有価証券報告書、半期報告書

【要件】

- 金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること
- 直前に提出した開示書類に、今後、英文による有価証券報告書等を提出する旨の記載があること
- 日本語による要約等（補足書類）が添付されていること

【実施時期】

- 平成17年12月1日から実施

今回の改正事項（内閣府令の改正）

【対象有価証券の拡大】

- ◇ 外国会社、外国政府、外国ファンド等が発行する有価証券にも拡大

【対象書類の拡大】

- ◇ 有価証券報告書、半期報告書に加え、四半期報告書（上場会社）、内部統制報告書等を追加

【提出要件の緩和】

- ◇ 弾力的な運用を促進するため、直前に提出する開示書類における事前予告義務を廃止
- ◇ 日本語による訳文が必要な部分を大幅に見直し

【実施時期】

- ◇ 平成20年6月1日

4. 施行日

上記「1. 適格機関投資家制度の弾力化」につきましては平成20年5月1日に、「2. 財形信託の開示書類の簡素化」につきましては平成20年4月28日に、「3. 英文開示の対象拡大等」につきましては、平成20年6月1日に、施行しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果について（[平成20年4月28日](#)及び[平成20年5月30日](#)）にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：銀行決算についてですが、まだ全部が出揃ったわけではありませんが、金融庁はこれまでFSF（金融安定化フォーラム）報告を受けて、各金融機関に証券化商品に関して自らの判断で適切な開示をということと要請しているところだと思いますが、銀行の決算発表を終えた株価の推移を見ると、マーケットの方がきちっと評価しているのか、評価していないのか、なかなかつかみにくいところであるわけですが、大臣は現時点での開示内容についてどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

A：マーケットの評価についてはいちいちコメントはいたしません、それぞれの銀行・金融機関において、きちんとしたリスク管理が求められます。それを自らの判断によって適切な開示をやっていただくというのが基本です。金融庁として、金融機関がリスクを取るなというつもりは全くございませんし、金融機関はリスクを取って初めて金融ビジネスが成り立つわけですから、適切なリスクテイク、その上でリスク管理を適切に行っていただく、そしてその結果、途中経過をきちんと開示をしてもらうというのが基本でありますから、それぞれの金融機関の判断に従って、ディスクロを適切に行っていただきたいと思っております。

【平成20年5月20日（火）閣議後記者会見より抜粋】

Q：金融庁、金融専門人材に関する研究会が出しました（金融専門人材についての）基本コンセプトについてなのですが、大臣は過去、著書の中でご自身も「金融サービス士」という資格制度について言及されているのですが、これから広く意見を募るということとまだ形がどうなっていくのかというのは見えないのですが、民間の方では趣旨をめぐって不安に思っている方もいらっしゃるようです。改めて資格制度についてお考えをお聞きしたいと思うのですが、金融庁として対策を打たれるということはありませんか。

A：資格を作ることを決め打ちしているわけでは全くございません。金融専門人材を養成するにはどうしたらいいだろうか、という問題提起をしているところです。懇談会においては、民間資格も含めて議論をしていただいたわけです。このような金融専門人材、なかんずくコンプライアンス関係に詳しい人たちがいろいろな分野に散らばって配置されていけば、コンプライアンス感覚の共有が相当できるようになると思います。発行会社にも証券会社にも自主規制機関にも、また監督当局にもそのような人材が散らばっていることによって、いわば生態系の秩序が維持されるようになると思います。そうすると行政のコストは肥大化せずに済むようになるわけです。

我々は金融自由化の流れの中で、護送船団方式を止め、つまり事前の統制方式を止めたわけです。事前の統制というのはある意味では行政のコストが非常に小さくてすむわけです。箸の上げ下ろしまで統制していくわけですから、そんなに大きなコストは必要ないのです。しかし、事後チェック方式に大転換するということは、民間にはどうぞ自由にやってください、一方ルール違反は徹底して取締りを強化します、という一般的な流れなのです。そうすると、逆に行政のコストが非常に高くなってしまいうことがあり得るわけです。したがって、我々は行政のコストを肥大化させずにルールとプリンシプルに基づいて民間がより自由な経済活動ができるようにするにはどうしたらよいか、ということ考えた結果、やはり金融の専門人材が圧倒的に不足しているのではないか、と考えるこのような提案をしたところでございます。是非、いろいろなご意見をお待ちしております。

【平成20年5月9日（金）閣議後記者会見より抜粋】



【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者（以下「業者」といいます。）に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました。

- 具体的には、
1. 一般投資家からお金を集め（出資を募り）
 2. 何らかの事業や投資を行い
 3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録が義務付けられました。

登録業者（4,198のファンド業者（平成20年4月末現在））については、金融庁ウェブサイトにて[確認](#)が出来ます。**無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。**

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成18事務年度には、6,485件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

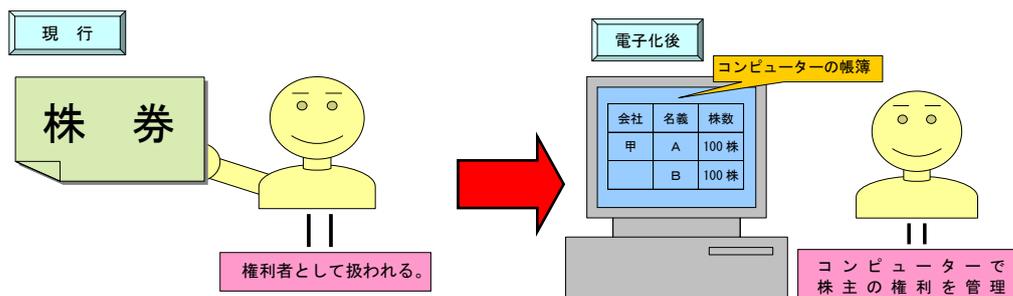
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

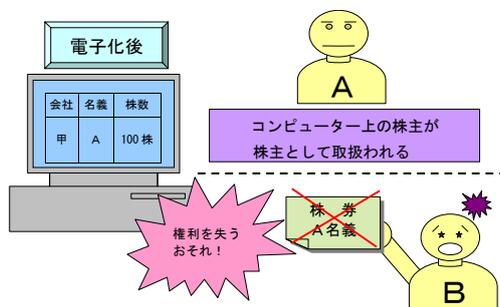
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



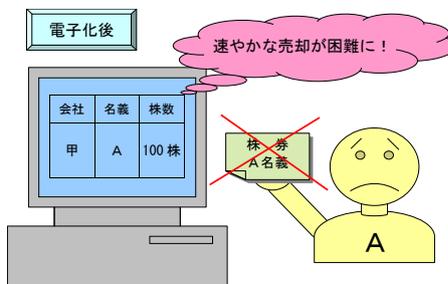
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようになる等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っております。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は**「Subscribing to E-mail Information Service」**にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイト（日本語版・英語版）では、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内致します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は**「Subscribing to E-mail Information Service」**にアクセスしてください。



○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、**「金融円滑化ホットライン」**を下記のとおり4月30日に開設いたしました。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成20年4月4日に経済対策閣僚会議において決定された、**「成長力強化への早期実施策」**に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は必要に応じて金融機関にフィードバックするとともにヒアリングを行うなど、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：「金融円滑化ホットライン」
受付時間：平日10：00～16：00
電話番号：03-5251-7755
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

【5月の主な報道発表等】

- 1日(木) [アクセス](#) ・ 「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」の改訂(案)の公表について
[アクセス](#) ・ 会計基準の同等性に係る欧州委員会の作業報告書の公表について
[アクセス](#) ・ 株式会社ジェイ・エヌ・エスに対する行政処分について(東海財務局長処分)
[アクセス](#) ・ オフショア市場・レポ取引に係る利子の非課税措置の恒久化(適用期限の撤廃)について
- 7日(水) [アクセス](#) ・ 宇田川町PJ特定目的会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
- 9日(金) [アクセス](#) ・ ミサワホーム九州株式会社の有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 第3回金融審議会金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ資料を掲載(平成20年5月9日開催)
[アクセス](#) ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について
- 12日(月) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正について
- 13日(火) [アクセス](#) ・ 多重債務者対策本部有識者会議第7回議事次第と資料を掲載(平成20年5月13日開催)
- 15日(木) [アクセス](#) ・ 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成20年3月期版)
[アクセス](#) ・ 年度末金融円滑化ホットラインに寄せられた情報の受付・活用状況について
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 銀行持株会社に係る認可について(株式会社足利ホールディングス)
[アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
(Pablickコメント)
[アクセス](#) ・ 株式会社武富士に対する行政処分について(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 三和ファイナンス株式会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ (株)セタの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 株式会社セタの有価証券報告書に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について
[アクセス](#) ・ 長崎三菱信用組合に対する行政処分について(福岡財務支局長処分)
[アクセス](#) ・ 鹿児島信用金庫に対する行政処分について(九州財務局長処分)
- 19日(月) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ(第1回)資料を掲載(平成20年5月16日開催)
[アクセス](#) ・ 生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について(6月14日開催)
[アクセス](#) ・ 「ベター・レギュレーションの進捗状況について」の公表について
- 20日(火) [アクセス](#) ・ 第36回金融トラブル連絡調整協議会議事次第と資料を掲載(平成20年5月14日開催)
[アクセス](#) ・ 主要行等の平成19年度決算について《速報ベース》
- 21日(水) [アクセス](#) ・ 日本電子材料株式会社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新について
- 23日(金) [アクセス](#) ・ SBIイー・トレード証券株式会社に対する行政処分について
[アクセス](#) ・ ユナイテッドワールド証券株式会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
- 26日(月) [アクセス](#) ・ 金融商品取引業者(投資助言・代理業者)に対する行政処分について(関東財務局長処分)

- 29日(木) [アクセス](#) ・ 第36回金融トラブル連絡調整協議会議事要旨を掲載（平成20年5月14日開催）
- 30日(金) [アクセス](#) ・ 第37回金融トラブル連絡調整協議会の開催について（6月17日開催）
- [アクセス](#) ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果について
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ（第2回）
議事次第と資料を掲載（平成20年5月30日開催）
- [アクセス](#) ・ 地域銀行の平成19年度（平成20年3月期）決算の概要（速報集計値）
- [アクセス](#) ・ 貸金業関係統計資料集の更新について
- [アクセス](#) ・ 第5回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（平成20年5月26日開催）
- [アクセス](#) ・ 第4回金融審議会金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ議事次第と資料を掲載（平成20年5月30日開催）

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。